

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42の項、43の項、第44条、45条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条第1号ロ・ハ・第2号ロ、第16条第1号ヘ・第3号ロ・第4号ヘ、第20条第1号ヘ・第2号ロ・第4号イ、第22条第1号ヲ・第2号ヌ・第3号ハ、第4号ル、第6号ヌ・第8号ヲ、第30条第3号イ、第39条第3号イ、第42条第1号、第44条、第50条第9号・第11号・第14号・第17号・第22号ロ・第23号、第51条第2号ホ・第9号から第14号まで(第11号を除く。)、第55条第2号から第6号まで・第8号、第10号・第11号、第61条第2号イ、第65条第1号、第71条第10号ハ、第76条第1号、第77条第3号イ、第78条第1号ヘ、第88条第1号イ・第2号イ、第89条第2号、第91条第2号、第98条第2号、第110条第3号ハ、第127条第1号ヲ・第2号から第6号まで、第134条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ・第34号イ・第35号イ・第36号イ・第37号イ・第38号イ・第39号イ・第40号イ・第41号イ・第44号イ・第45号イ・第46号イ・第47号イ・第48号イ、第143条第1号ヘ・第2号ホ・第4号ニ、第146条第1号ヲ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第153条第1号イ・第2号イ、第157条第5号ヌ・第11号ヌ、第160条第1号ロ・第2号ロ、第169条第1号イ・第2号イ、第170条第1号イ・第2号イ、第171条第1号、第172条第1号、第173条第1号イ・第2号イ、第174条第1号イ・第2号イ

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部保健福祉総務課
②所属長の役職名	香川県保健福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部保健福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部保健福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守し、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムにアクセス可能な特定業務用パソコンの利用については、静脈登録及びパスワードの付与による利用可能職員の制限、利用状況の管理を適切に実施していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号イ・第2号イ・第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ・第2号イ・第3号ホ・第4号、第17条第1号、第19条第1号イ及びチ・第2号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで、第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、第2号から第5号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ・第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号イ・第2号イ・第3号イ・第4号イ	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号二・第3号ロ・第4号・第5号、第11条第1号二・第2号ロ・第3号、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第5号・第6号ト・第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号、第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、第8号・第10号・第11号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号イ・第21号イ・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号二・第2号二・第3号ハ、第55条第1号リ・第5号ヘ・第6号ハ・第8号ハ、第59条の2第1号チ・第2号から第4号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	省令の改正に伴う変更
平成29年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	香川県健康福祉総務課長 岡田 総一	香川県健康福祉総務課長 近藤 誓吾	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号二・第3号ロ・第4号・第5号、第11条第1号二・第2号ロ・第3号、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第5号・第6号ト・第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、第8号・第10号・第11号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号イ・第21号イ・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号二・第2号二・第3号ハ、第55条第1号リ・第5号ヘ・第6号ハ・第8号ハ、第59条の2第1号チ・第2号から第4号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号二・第3号ロ・第4号二・第5号、第11条第1号二・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第6号ト・第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第16号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号・第21号・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号二・第2号二・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ハ・第10号ホ、第59条の2第1号リ・第2号から第5号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	省令の改正に伴う変更
平成30年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	香川県健康福祉総務課長 近藤 誓吾	香川県健康福祉総務課長	事後	様式変更による
平成30年6月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	500人未満 平成29年4月1日時点	500人以上 平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年1月30日	IV リスク対策	記載なし	IV リスク対策に記載のとおりに	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	省令の改正に伴う変更
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠1】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠1】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	省令の改正に伴う変更
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠2】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ・第5号、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第6号ト・第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第16号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号・第21号・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ハ・第10号ホ、第59条の2第1号リ・第2号から第5号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	【情報提供の根拠2】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号・第5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21条第1号ハ・第5号・第6号・第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第16号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号イ・第21号イ・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2第1号リ・第2号から第5号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	時点修正
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	省令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	事後	省令の改正に伴う変更
令和4年6月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号・第5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21条第1号ハ・第5号・第6号・第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ・第12号イ・第13号イ・第14号イ・第15号イ・第16号イ・第17号イ・第18号イ・第19号イ・第20号イ・第21号イ・第22号イ・第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2第1号リ・第2号から第5号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ハ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ・第34号イ・第35号イ・第36号イ・第37号イ・第38号イ・第39号イ・第40号イ・第41号イ・第44号イ・第45号イ・第46号イ・第47号イ・第48号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ・第7号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	省令の改正に伴う変更
令和6年9月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①～⑥ 略 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧～⑩ 略	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①～⑥ 略 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧～⑩ 略	事後	法律の改正に伴う変更
令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月5日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ハ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ・第34号イ・第35号イ・第36号イ・第37号イ・第38号イ・第39号イ・第40号イ・第41号イ・第44号イ・第45号イ・第46号イ・第47号イ・第48号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ・第7号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表42の項、43の項、第44条、45条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条第1号ロ・ハ・第2号ロ、第16条第1号ヘ・第3号ロ・第4号ヘ、第20条第1号ヘ・第2号ロ・第4号イ、第22条第1号ヲ・第2号ヌ・第3号ハ、第4号ル、第6号ヌ・第8号ヲ、第30条第3号イ、第39条第3号イ、第42条第1号、第44条、第50条第9号・第11号・第14号・第17号・第22号ロ・第23号、第51条第2号ホ・第9号から第14号まで(第11号を除く。)、第55条第2号から第6号まで・第8号、第10号・第11号、第61条第2号イ、第65条第1号、第71条第10号ハ、第76条第1号、第77条第3号イ、第78条第1号ヘ、第88条第1号イ・第2号イ、第89条第2号、第91条第2号、第98条第2号、第110条第3号ハ、第127条第1号ヲ・第2号から第6号まで、第134条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ・第34号イ・第35号イ・第36号イ・第37号イ・第38号イ・第39号イ・第40号イ・第41号イ・第44号イ・第45号イ・第46号イ・第47号イ・第48号イ、第143条第1号ヘ・第2号ホ・第4号ニ、第146条第1号ヲ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第153条第1号イ・第2号イ、第157条第5号ヌ・第11号ヌ、第160条第1号ロ・第2号ロ、第169条第1号イ・第2号イ、第170条第1号イ・第2号イ、第171条第1号、第172条第1号、第173条第1号イ・第2号イ、第174条第1号イ・第2号イ	事後	法令の改正に伴う変更
令和7年9月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署、②所属長の役職名	①香川県健康福祉部健康福祉総務課 ②香川県健康福祉総務課長	①香川県健康福祉部保健福祉総務課 ②香川県保健福祉総務課長	事後	部署名変更に伴う変更
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	香川県健康福祉部健康福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター	香川県健康福祉部保健福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター	事後	部署名変更に伴う変更
令和7年9月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	香川県健康福祉部健康福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258	香川県健康福祉部保健福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3258	事後	部署名変更に伴う変更
令和7年9月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断根拠	記載なし	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守し、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残している。	事後	様式変更に伴う変更
令和7年9月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 生活保護システムにアクセス可能な特定業務用パソコンの利用については、静脈登録及びパスワードの付与による利用可能職員の制限、利用状況の管理を適切に実施していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う変更